

(2012年7月20日付しんぶん赤旗)

## 橋下「維新」

# 逆流の正体

「地方公務員法に政治活動への罰則がないのはおかしい。国家公務員法にはある」。橋下徹市長は5月23日、大阪市職員の政治活動を制限し、違反には刑罰を科す条例の制定をめざすことを明らかにしました。

「法律に違反」との見解を示しました。橋下市長の刑罰路線は修正を余儀なくされたのです。

ところが同じ答弁書は、その理由として地公法制定時（1950年）の政府提案理由Ⅱ「懲戒処分により地方公務員たる地位から排除することをもって足る」を引用しました。

これが飛びついた橋下市長

は、「原則懲戒免職、バンバン公務員の地位から排除する」（6月20日）と意図しました。

これに「待った」をかけたのは、閣議決定された政府答弁書（6月19日）。地方公務員法（地公法）に罰則がないため、「条例で罰則を設ける

しかし、当時の国会審議で政  
府は、「政治的行為の違反  
があった場合に、必ずこれを  
懲戒処分によって解職すると  
いうようなことは毛頭規定し  
ておりません」（50年11月29  
日、衆院地方行政委員会）と

答弁していました。  
橋下市長は本紙記者がこの  
事実を指摘（6日）するとい  
う「知らない」「政府に問い合わせ  
させていない」と答え、「地  
位からの排除」という疑義の  
ある言葉を閣議決定で使った  
政府の方がミスだ」と居直り  
ました。

日本共産党大阪府委員会の  
山口勝利委員長は6日、条例  
案を厳しく批判する談話を発  
表しました。  
「市の職員が勤務時間外に  
『原発ゼロ』や『消費税反対』  
を主張したり、こうした集会  
や演劇などに参加することが  
すべて監視の対象とされ、當  
局が『条例違反』とすると、  
すべて免職される」「こんな  
ことが日本国憲法のもとで到底  
許されるものではありません」

市議会で追及

市議会で追及

12日の市議会本会議でも、  
日本共産党の井上浩議員が、  
「閣議決定を論拠にするので  
あれば、国会答弁の一部では  
なく全体を読んで判断すべき  
だ」と追及しました。共産党  
の追及は議会内外で徹底して  
いました。



## 第4部 独裁の手法—公務員攻撃 ③

# 「厳罰」修正に動くが

（つづく）